平成31年労第91号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成30年3月9日付けで再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分の取り消しを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成26年4月1日、A会社(以下「会社」という。)に雇用され、 B所在の会社Cセンター(以下「事業場」という。)内のD介護施設において、 介護職員として就労していた。
- 2 請求人は、平成27年3月24日、E医療機関に受診し、その後、同年5月20日、同医療機関に再受診し、「自律神経障害」と診断され、同年6月25日、F医療機関に受診し、「重度ストレス反応」と診断された。請求人によると、平成26年5月頃から始まった上司のセクシャルハラスメント(以下「セクハラ」という。)及びパワーハラスメント並びにセクハラに対する事業場の対応の悪さが原因で精神障害を発病したという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして平成27年5月29日から平成28年10月31日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が平成30年12月28日付けでこれを棄却する旨の 決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審查資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書に説示するとおり、 平成27年2月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」 (以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書に記載の認定基準のとおりである。
- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①平成26年5月以降、Gから身体接触や性的発言等のセクハラを繰り返し受けたこと、②H及びIからGへ厳重注意がされた後の平成27年1月以降、Gから報復的・攻撃的なハラスメント行為を受けたこと、③平成26年12月、事業場が請求人からセクハラの苦情相談を受けたにもかかわらず、速やかに事実確認を行うことを怠り、1年以上放置したことなどを主張しているので、以下検討する。

ア 身体接触及び性的発言に関する出来事について

(ア) 平成26年5月に請求人がタクシーの中でGから手を握られたこと及び 同年12月頃に請求人がマウスを操作している際、Gから手を重ねられた ことについては、Gが故意に請求人の身体に接触したものとして、認定基 準の具体的出来事「セクシュアルハラスメントを受けた」(平均的な心理 的負荷の強度「Ⅱ」)に該当する出来事と認められる。

また、請求人は、平成26年11月頃、Gが請求人に対して「痩せた」と言いながら、背後から請求人のポロシャツの裾を引っ張ったと主張するが、関係者の申述や報告書等、関係資料を精査するも、請求人が主張するGの行為を確認できる客観的かつ信びょう性のある資料はない。したがっ

て、決定書に説示するとおり、この出来事を心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

さらに、平成27年1月の事業場利用者の転倒事故の再現におけるGとの身体接触については、決定書に説示するとおり、事業場利用者の誘導方法を再現するために必要な動作確認の中で生じたものと解するのが相当であり、この出来事を心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

(イ) 平成26年6月から8月にかけて、Gが職場の同僚に対して「J (請求人) さんはほっとけない、俺がいないと。」と発言したこと(については、請求人を意識した性的発言をしたものであり、認定基準の具体的出来事「セクシュアルハラスメントを受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当する出来事と認められる。

しかしながら、その他のGのセクハラ発言は、関係者の申述や報告書等、 関係資料を精査するも、これを確認できる資料はないことから、請求人の 主張は採用できず、この出来事を心理的負荷の評価の対象とすることはで きない。

イ GがH及びIから厳重注意された後に、Gから報復的・攻撃的なハラスメント行為を受けたとする出来事について

関係者の申述や報告書等、関係資料を精査するも、請求人が主張するGの 言動を確認できる客観的かつ信びょう性のある資料はないから、この出来事 を心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

ウ 心理的負荷の強度の評価

上記ア・イより、心理的負荷の評価の対象となる出来事は、平成26年5月にタクシーの中でGから手を握られたこと、同年6月から8月にかけて、Gが職場の同僚に対して「J(請求人)さんはほっとけない、俺がいないと。」と発言したこと及び同年12月頃に請求人がマウスを操作している際にGから手を重ねられたことである。

これらの出来事を認定基準の具体的出来事「セクシュアルハラスメントを受けた」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に該当するとみて全体的に評価すると、胸や腰等への身体接触を含むセクハラには及ばないものの、手を握るといった身体的接触が複数回認められるが、これらは、請求人が身体接触を拒絶した後においても継続して行われたものではなく、数秒間程度の接

触にすぎず、執拗に繰り返し行われたものではないことから、心理的負荷の 総合評価は「中」と判断する。

なお、事業場が請求人からセクハラの苦情相談を受けた際に、速やかに事実確認を行うことを怠ったことについて検討すると、Kは、「平成26年12月にI及びHが直接Gに事実確認を行った際、Gは、請求人から申告された事実について否定したが、I及びHが請求人に誤解されることをしないようGに注意を促すとともに厳重注意をした。その後、I及びHが請求人に対して、Gに厳重注意をしたことを報告し、厳重注意後の状況を確認している。」旨を述べている。

上記の事業場の対応は、「事業場セクシュアル・ハラスメント防止ハンドブック」に則ったものであり、厳重注意後、I及びHから請求人に対して状況を確認した際に、請求人は、「その後大丈夫です。ありがとうございます。」と述べたこと、平成27年3月30日、I、H及びLとの面談において、請求人は、勤務環境について、「厳重注意以降改善しているので、このまま勤務を続けたい。」と述べたことを総合して考慮すると、認定基準の心理的負荷が「強」になる例として掲げられている「会社がセクシュアルハラスメントがあると把握していても適切な対応がなく、改善されなかった場合」に該当するとはいえない。

- (4)以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、 総合評価が「中」のものが1つであって、全体評価は「中」であるから、請求 人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとはいえない。
- (5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を 左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、 請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月3日